

木造建築物の耐久性に係る評価業務の開始について

住宅・環境審査部
大阪事務所

木造の非住宅建築物の耐久性に係る評価の基準や枠組みが、エンジニアリングレポート等の既存の枠組みに比べ簡便に活用できる「木造建築物の耐久性に係る評価のためのガイドライン」が国交省において整備され、第三者評価を行うことが可能となりましたので、木造建築物の耐久性に係る評価業務を開始します。

1) 評価の概要

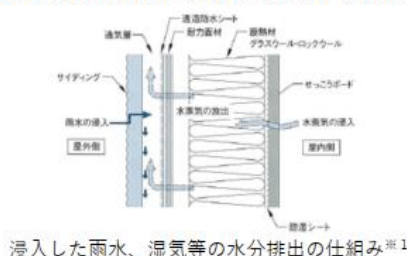
「木造建築物の耐久性に係る評価のためのガイドライン」に基づき、通常想定される自然条件及び維持管理条件の下において、当該建築物が限界状態に至るまでの期間が 50 年以上となるために必要な構造躯体等を構成する部材の劣化現象を軽減する対策が講じられていることを確認し、「木造建築物の耐久性に係る評価のためのガイドラインに基づく評価書」を交付する業務を行います。

2) 評価の考え方

住宅性能評価の劣化等級を参考とし、以下のイ～ハの措置が講じられていることを確認します。

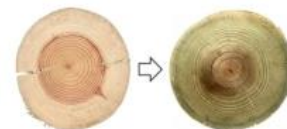
- イ 構造躯体の内部への雨水の浸入の防止
- ロ 雨水の浸入があった場合の速やかな排出
- ハ 雨水が浸入し滞留した場合の構造躯体への防腐・防蟻処理

イ 構造躯体の内部への雨水の浸入の防止 ロ 雨水の浸入があった場合の速やかな排出
カーテンウォール等による雨水の遮断 等 外壁の通気層による雨水の速やかな排出 等



浸入した雨水、湿気等の水分排出の仕組み※1

ハ 雨水が浸入し滞留した場合の構造躯体の防腐処理等
薬剤処理による腐朽等の防止 等



薬剤を加圧注入した木材※2

3) 評価機関

「登録住宅性能評価機関」として実施します。

4) 評価員

「登録住宅性能評価員」として財団が選任した者が実施します。

5) 業務区域

日本全域。

6) 業務範囲

木造の新築非住宅建築物。

木造と RC 造等との混構造の新築非住宅建築物。

(床面積の合計が 300 m²以上のもの)

以上